

大規模土地利用行為の届出に対する意見（助言・指導）

【浜見平地内 浜見平団地第Ⅲ期建替事業（工区追加）】

課かいい名	助言指導
市民自治推進課	地域自治会及び近隣住民に対して、工事についての情報の周知を積極的に行ってください。
防災対策課	<p>今回、追加となった工区周辺は、神奈川県が平成27年3月に公表した津波浸水想定「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」において、0.3m以上1.0m未満の浸水が想定されています。また、本市の「洪水（相模川版）土砂災害ハザードマップ」においては、1.0m以上3.0m未満の浸水が想定されており、浸水継続時間は1日以上3日未満となることが想定されています。</p> <p>これらを踏まえ、平成28年の意見と併せて関係者に周知をお願いします。</p>
安全対策課	工事車両の入出庫については十分に注意し、周辺の交通安全対策を講じてください。また、本事業完了後においても、周辺道路の車両交通について安全対策に留意してください。
市民相談課	<p>1 中高層建築物の建築に係る紛争を未然に防止するため、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めてください。</p> <p>2 中高層建築物の建築に係る紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めてください。</p> <p>（茅ヶ崎市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例）</p>
保育課	<p>1 当該地付近には市立浜見平保育園・青和保育園（認可保育所）、マザーグース BRANCH 茅ヶ崎2保育園（小規模保育事業）があり、各園の職員及び園児が通園や園外活動の際に通過する可能性があるため、安全対策を図ってください。</p> <p>2 安全確保のため、工事期間等が決まりましたら、上記施設へ事業内容を直接説明してください。</p>
環境政策課	<p>1 工事車両の待機時等のアイドリングストップを徹底するとともにエコドライブについても徹底してください。</p> <p>2 建築建物においては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）によるエネルギー消費性能基準を満たしてください。</p> <p>3 LED照明、人感センサー等の省エネルギー機器を積極的に導入してください。また、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入についても検討してください。</p> <p>4 駐車場への電気自動車用充電設備の設置を検討してください。</p> <p>5 電気自動車のカーシェアリング導入を検討してください。</p> <p>6 エネルギーや資源の循環利用の推進を検討してください。</p>
環境保全課	<p>1 開発行為により土砂運搬車両の走行による騒音、振動、粉じん等の公害を発生させないように十分配慮し、周辺住民に工事の日程等を周知してください。</p> <p>2 開発行為で濁水が発生する場合は、河川を汚濁させないように、適切に処理し排水してください。</p> <p>3 造成工事で搬入された土砂等から、周辺地域に地下水汚染を引き起こすことがないように、確</p>

	<p>実な施工管理を行ってください。</p> <p>4 アスファルト舗装等の駐車場整備工事においては、騒音、振動、粉じん、悪臭等の苦情、その他の公害を発生させないように十分配慮し、周辺住民に工事の日程を周知してください。</p> <p>5 地下水の出水の可能性のある土地の掘削工事を計画する場合は、止水性が高く、周辺地盤、地下水へ与える影響の少ない工法を選定してください。また、掘削工事の際は、周辺の地盤、地下水位等を監視し、確実な施工管理を行ってください。</p> <p>6 屋外照明が周辺環境へ影響を及ぼし、周辺住民、農作物などに光害の被害が生じないように、「光害対策ガイドライン」（環境省）等を参考に、照明器具の選定、設置については十分配慮してください。</p>
環境事業センター	<p>ごみ集積所の設置につきましては、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例に即してください。</p>
景観みどり課	<p>1 大規模土地利用行為については、良好な景観の形成を進めるために、景観まちづくりアドバイザー協議と景観まちづくり審議会への報告等について、当課と協議してください。</p> <p>2 J街区（主に2-4、2-5、2-6付近）において、市内の絶滅危惧種であるヤマイ（カヤツリグサ科）が、多数株確認されました。また、K街区（1-1付近）において、準絶滅危惧種であるコマツナギ（マメ科）も確認されました。当該種の保全のため、土地利用行為前に移植を行っていただきたいので、当課と協議してください。</p> <p>3 植栽する場合は、生物多様性に配慮し、当市が公表している「茅ヶ崎市における推奨樹種（参考）」をはじめとする在来種を中心とした茅ヶ崎らしいみどりの創出につとめてください。</p>
開発審査課	<p>1 工区の追加に伴い20ヘクタールを超える計画となるため、開発区域の規模に応じた公共施設、公益的施設の配置について都市計画法第34条の2第4項に基づく変更協議が必要です。</p> <p>2 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例に基づく変更協議が必要です。</p> <p>3 新設道路は、道路延長にかかわらず幅員を6メートルに整備し、通り抜けできる計画としてください。</p>
道路管理課	<p>1 計画敷地内の雨水及び土砂が市道に流出しないようにしてください。</p> <p>2 計画敷地内の出入り口については、敷地内の砂利等が飛散しないようアスファルト舗装または、コンクリート舗装にて施工してください。</p> <p>3 浜見平地区は無電柱化を推進しているため、当課及び拠点整備課との協議をお願いします。</p> <p>4 公道部分の工事施工にあたっては、道路占用掘削申請書、道路工事施行承認申請書等の必要書類を提出し、許可を得てから施工してください。</p> <p>5 計画敷地内に新設する道路の構造等について道路管理課と協議してください。</p> <p>6 当該地において、戸建用地として計画されている区域に関しては、各宅地割り及びインフラ関連の引き込みが分かる書類を提出してください。</p>
下水道河川総務課	<p>排水工事の施工をする場合は、事前に排水設備新設等確認申請書を茅ヶ崎市下水道排水設備指定工事店を経由して下水道河川総務課へ提出してください。</p>
下水道河川建設課	<p>本市と取り交わしている「浜見平団地建替事業に伴う松尾川第二雨水幹線整備に関する協定書」に基づく施設整備を含めて、雨水排水計画について下水道河川建設課と協議してください。</p>

下水道河川管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 D-1街区②北側の既存水路構造物について、今後の取り扱いを下水道河川管理課と協議してください。 2 設置する雨水流出抑制施設については、「茅ヶ崎市まちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に則り、市街化区域における大規模な土地利用（5000㎡以上）の特定開発事業に対し、1ha当り600tの浸透機能を有する雨水貯留浸透施設を設置し、地域への配慮及び公共下水道施設への負担を軽減するようにしてください。 3 雨水排水計画について下水道河川管理課と協議してください。
学務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地付近は、通学路に指定されている可能性があるため、児童生徒の登下校時の安全対策を図ってください。念のため西浜小学校と柳島小学校に確認をお願いします。 2 安全確保のため、工事期間等が決まりましたら、当該学区の柳島小学校及び中島中学校、西浜小学校、西浜中学校にも事業内容を直接説明してください。